

第6章 改革の実効性の担保

第1節 総合計画

第5次草津市総合計画では、基本構想に行政の姿勢と役割を示し、第1期基本計画に地域経営の方針を示している。各々において、行財政マネジメント（運営管理）として、行政システム改革の実行を掲げているが、実際のところ行政システム改革の策定に至っていないのが現状である。

したがって、第5次草津市総合計画の実現に向けて、平成25年度から始まる第2期基本計画では、行政システム改革の推進計画等を位置づけなくてはならない。

第2節 自治体基本条例

自治体基本条例は、市の最高規範となる自治体の憲法とも称される。本市の自治体基本条例は、市政運営として「総合計画」や「執行体制」を規定している。「執行体制」には、「財政運営」や「行政評価」、「行政運営の質の向上」を規定しており、「行政運営の質の向上」では、「市長は、市民との協働による効果的な行政運営に努めなければならない。市長は、組織運営、業務執行および人事体制の在り方の向上による効果的な行政運営に努めなければならない。」としている。これは、市民との協働という視点を取り入れ、効果的な行政運営を目指し、現状に甘んじることなく、時代の変化に対応して、常に行政運営の質を向上させる姿勢で職務の執行に努めなければならないことを指している。行政システム改革はこの規定を認識して、取り組んでいくこととなるが、実効性の担保の面からは、自治体基本条例で、具体的に行政システム改革の推進に関する項目を規定することも検討する必要がある。

第3節 執行体制

平成15年に行政改革推進課を設け、行政システム改革と行政評価システムに取り組んだ。平成18年度には、行政システム改革を積極的に推進し、分権型社会に対応したものへと更に転換していくために、行政改革推進課を発展・解消し、政策調整課と予算調整課にその機能をより実効性を高めるべく分散したが、結果的に総合的に調整する機能が弱くなった。また、平成21年度に政策調整課を企画調整課と名称変更するとともに、行政評価システムを企画調整課に再編する等、行政の経営改革を推進しようとしたが、総合計画や自治体基本条例の策定、国勢調査への対応等、終期が決まっている優先度の高い他業務の繁忙時期とも重なり、個々の行政システム改革への取り組みは進めたものの、新たな改革への取り組みや庁内を総合的に推進するまでには至らなかった。

したがって、行政システム改革を強く推進するためには、他業務も担当している企画調整課が所管するのではなく、新たな組織を設け、行政システム改革に特化して庁

内を総合的に推進していくべきである。

県内の自治体の状況

滋賀県・・・経営企画・協働推進室

大津市・・・都市経営室

彦根市・・・経営改革推進室

長浜市・・・行政経営改革課

守山市・・・行革推進課